

国外修理に関する特約条項

甲及び乙は、国外修理に関し、次の特約条項を定める。

(関税等の減、免税手続等)

第 1 条 乙は、関税その他の租税の減、免税等必要な輸出入通関手続を法令の定めるところに従って行わなければならない。

(延納金、遅滞金及び違約金)

第 2 条 役務請負一般契約条項（以下「契約条項」という。）第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に規定する延納金及び遅滞金に相当する代金並びに解除した場合の代金とは、当該契約物品に係る品目別内訳に掲げる金額を基礎として計算した金額とする。

2 契約条項第 36 条第 1 項に規定する延納金の率は、0.05 パーセントとする。

3 契約条項第 37 条第 1 項に規定する遅滞金の率は、0.25 パーセントとする。

(持込み)

第 3 条 乙は、契約物品の納入場所への持込みを、 年 月 日以前に行つてはならない。

2 乙が前項の規定に違反して持込みを行った場合には、甲は当該契約物品について保管の責めを負わないものとする。

(契約金額の変更)

第 4 条 乙は、契約物品の修理診断時、 (以下「丙」という。) に修理可否などについての検討を行わせ、速やかに次の処置を取らなければならない。

(1) 技術的に修理不能とした物品については、その理由を明らかにした丙の証明書類を甲に提出し、甲の指示をうけるものとする。

(2) 診断の結果、修理費用が別表に規定する修理費用限度額を超えるときは、当該契約物品の修理見積書（シリアル・ナンバー別）を甲に提出し、甲の承認を得た後でなければ当該契約物品の修理作業に着手してはならない。

2 甲は前項に規定する書類を受理した場合は、所要の指示を行うとともに契約金額の内訳表及び要確定金額表を変更し、当該契約金額の内訳表の合計金額が契約金額に満たないときは、差額相当額を減額し、契約金額の変更を行うものとする。

特約条項第4条第1項(2)に定める修理費用限度額

項目 番号	物 品 番 号	品 名	修理費用／E A (外貨表示)
	部 品 番 号		